

函館駅前東地区第一種市街地再開発事業 特定業務代行者の募集について

1. 地区、事業及び施行者の名称

- (1) 地区の名称：函館駅前東地区
- (2) 事業の名称：函館駅前東地区第一種市街地再開発事業
- (3) 施行者の名称：函館駅前東地区市街地再開発組合（予定）
- (4) 施行地区の区域：函館市若松町16番地内、17番地内
- (5) 施行区域の面積：約1.0ha

2. 特定業務代行の範囲

- (1) 再開発組合活動支援業務（再開発組合事務局の運営、事務局員の派遣等）
- (2) 再開発組合への資金協力（資金の立替え等）
- (3) 実施設計監理業務
- (4) 工事施工業務（既存建築物等の解体除却工事、住宅棟、商業・公共公益棟の施設建築物等の建築工事等）
- (5) 保留床の処分
- (6) その他、本事業推進に関する支援

3. 応募資格

- (1) 応募形態
函館市に本社を置く業者を含む共同企業体であること
- (2) 応募資格
次に掲げる事項のすべてに適合することを応募資格とします。
 - ① 建設業法に規定する特定建設業の許可を受けた業者による共同企業体であること。
 - ② 北海道内に本社、支社、支店又は営業所がある業者による共同企業体であること。
 - ③ 代表企業が、組合施行の第一種市街地再開発事業に5地区以上参加し、また特定業務代行者として参画した実績を有し、当該業務を行うのに十分な組織体制、企画力、技術力、資金調達力等を備えた業者であること。
 - ④ 代表企業が、(財)建設業情報管理センターが実施する経営規模等評価結果通知書において、建築一式の総合評定値(P)が1,500点以上である業者であること。
 - ⑤ 代表企業が、一般社団法人再開発コーディネーター協会法人正会員又は公益社団法人全国市街地再開発協会賛助会員である共同企業体であること。
 - ⑥ 代表企業が、再開発プランナー(一般社団法人再開発コーディネーター協会)の登録者数が10名以上の企業であること。
 - ⑦ 代表企業は、過去5年度(令和元年度～令和6年度)に工事竣工した物件のうち、住宅150戸以上の施工実績及び延床面積25,000㎡以上の複合用途施設建築物の施工実績がある企業であること。
 - ⑧ 特定業務代行契約締結後、組合の要請に応じて、事務局へ1名常駐派遣できること。

4. 事業提案競技のスケジュール

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ・ 募集開始 | 2024年（令和6年）10月 7日（月） |
| ・ 応募申出締切り | 2024年（令和6年）10月28日（月） |
| ・ 質疑提出締切り | 2024年（令和6年）10月31日（木） |
| ・ 質疑回答 | 2024年（令和6年）11月 8日（金） |
| ・ 参加辞退届提出期限 | 2024年（令和6年）11月15日（金） |
| ・ 事業提案提出期限 | 2024年（令和6年）12月 6日（金） |
| ・ 結果の通知 | 2025年（令和7年）1月予定（組合設立総会での承認を経て通知） |

5. 募集要項の配付・問い合わせ先

応募される方は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。当社より募集要項を送付いたします。

選定事務局 株式会社谷澤総合鑑定所

担当：コンサルティング部 村田、高橋

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番7号 中之島セントラルタワー

TEL：06-6208-3355 FAX：06-6208-3591

E-MAIL:Kyozo.Murata@tanikan.co.jp